

衆議院内閣委員会ニュース

平成 20.4.25 第 169 回国会第 12 号

4 月 25 日、第 12 回の委員会が開かれました。

1 理事の補欠選任

- ・理事の補欠選任を行いました。

理事 高市 早苗君(自民)(理事萩生田光一君今 25 日委員辞任につきその補欠)

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第 46 号)(参議院送付)

- ・泉国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
(賛成 - 自民、民主、公明、共産)

(質疑者及び主な質疑内容)

木原 誠二君(自民)

- ・平成 3 年に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(以下「暴対法」という。)が成立したが、これまでの暴対法の成果をどのように評価しているか。
- ・本法律案による対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等の規制については、暴力団内部の情報の収集が重要となる。情報収集体制をどのように強化していくのか。
- ・本法律案で威力利用資金獲得行為に関する指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に関する規定が整備される。その立証責任等においては、民法第 715 条(使用者等の責任)の損害賠償とどのような違いがあるのか。また、適用除外規定を設けた趣旨は何か。

楠田 大蔵君(民主)

- ・暴対法の制定からこれまでの経緯、その効果及び意義について伺いたい。また、本法律案の提出経緯、及び意義についても伺いたい。
- ・本法律案第 30 条の 5 の命令に関して、「金品等の供与を受ける者」には、実行犯以外の親族等も含まれるのか。
- ・本法律案第 31 条の 2 に関して、資金獲得活動を行うについて指定暴力団の代表者等の損害賠償責任の規定を整備した背景及び意義について伺いたい。また、被害者が訴訟提起する際の支援策についても伺いたい。

西村 智奈美君(民主)

- ・平成 16 年の改正により損害賠償責任制度が導入されたが、請求件数は 0 件である。本法律案では同制度の対象を拡大・強化するが、現状をかんがみるに効果があるか疑問である。警察庁の考えを伺いたい。
- ・暴力団の資金獲得は巧妙化・多様化してきている。指定

暴力団の代表者等の損害賠償責任については、賠償責任者を傘下の組織・企業の代表者・幹部にまで拡大する必要があるのでないか。

- ・旧三菱会のヤミ金融事件に関し、スイスで没収された犯罪収益のうち、我が国に戻される返還金を被害者に分配することについて、今後の見通しを伺いたい。

佐々木 隆博君(民主)

- ・本法律案では、暴力的要求行為として、行政に対する不当な要求行為を追加している。追加した理由とそうした不当要求の排除にどのように実効性を持たせるのか伺いたい。
- ・北海道滝川市における元暴力団員による生活保護費不正受給事件等、暴力団関係者による不正受給について、対策の現状と今後の強化策について厚生労働省に伺いたい。
- ・暴力団対策には、民間との連携・協力が有効であり、暴力追放運動推進センターはその中心となるものである。しかし、同センターに対する補助金等は減少傾向にあり、運営も厳しい状況である。同センターへのさらなる行政支援が必要ではないか。

大島 章宏君(民主)

- ・暴対法における「暴力団」の定義を伺いたい。また、暴力団による組織犯罪はアジアを中心として国際的な広がりを見せていると考えるが、組織犯罪の実態はどのようになっているか。
- ・暴力団への資金の流れ及び暴力団による周辺関連産業の実態を伺いたい。また、暴対法が成立して時間が経つが、現状を踏まえた実効性のある規定となっているのか。泉国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。

- ・本年3月23日に茨城県の荒川沖駅で発生した殺傷事件を茨城県警が防げなかったことについて、県警から被害者への陳謝が行われていない。今回の事件に対する警察庁としての見解を伺いたい。また、泉国家公安委員会委員長の見解についても併せて伺いたい。

吉井英勝君(共産)

- ・暴力団の資金獲得活動の主流が、覚せい剤、恐喝、賭博、ノミ行為といった伝統的資金獲得活動からそれ以外の非伝統的資金獲得活動へと移っているが、警察当局はこの

- ような活動形態の変化に応じた対策をたっているのか。
- ・取締りを厳しくしているにもかかわらず、この10年の間、風営法違反検挙件数が、約4倍も増えているのはなぜか。
- ・非伝統的資金獲得活動を封じ込めていくには、警察当局と関係行政機関が連携し、あらゆる権限を駆使して取組むべきであるが、泉国家公安委員会委員長の考えを伺いたい。